

10月1日は 「法の日」です

「法の日」は、国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日として、昭和35年に定められました。10月1日からの1週間は「法の日週間」として、国民の皆様には法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう、講演会や座談会など各種の行事を実施しています。



検察庁では「法」を身近に感じていただくため

庁舎内の見学と検察庁の業務説明

裁判員制度の説明

などの各種広報活動を随時受け付けています。

お気軽にお問い合わせ下さい。

鳥取地方検察庁企画調査課 検察広報官

〒680-0022

鳥取市西町三丁目201番地 (わらべ館隣り)

TEL 0857-22-4160 (直通)